

洞爺湖町議会令和6年12月会議
追加議案説明資料

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第１条関係）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 3 5</u> を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 3 6 号。以下「給与条例」という。）第 2 1 条第 2 項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 2 5</u> を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 3 6 号。以下「給与条例」という。）第 2 1 条第 2 項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第２条関係）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 3 0</u> を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 3 6 号。以下「給与条例」という。）第 2 1 条第 2 項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 3 5</u> を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 3 6 号。以下「給与条例」という。）第 2 1 条第 2 項に規定する在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退任した者にあつては、退任した日現在）において特別職が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条）

改 正 案				現 行																													
（寒冷地手当） 第17条 略 2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。 <table><tr><th rowspan="3">地域の 区分</th><th colspan="3">世帯等の区分</th></tr><tr><th colspan="2">世帯主である職員</th><th rowspan="2">その他の職員</th></tr><tr><th>扶養親族のある職員</th><th>その他の世帯主である職員</th></tr><tr><td>2級地</td><td>26,000円</td><td>14,500円</td><td>9,800円</td></tr></table> 3～5 略 （期末手当） 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 6 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。				地域の 区分	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	2級地	26,000円	14,500円	9,800円	（寒冷地手当） 第17条 略 2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。 <table><tr><th rowspan="3">地域の 区分</th><th colspan="3">世帯等の区分</th></tr><tr><th colspan="2">世帯主である職員</th><th rowspan="2">その他の職員</th></tr><tr><th>扶養親族のある職員</th><th>その他の世帯主である職員</th></tr><tr><td>2級地</td><td>23,360円</td><td>13,060円</td><td>8,800円</td></tr></table> 3～5 略 （期末手当） 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 6 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。				地域の 区分	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	2級地	23,360円	13,060円	8,800円
地域の 区分	世帯等の区分																																
	世帯主である職員		その他の職員																														
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員																															
2級地	26,000円	14,500円	9,800円																														
地域の 区分	世帯等の区分																																
	世帯主である職員		その他の職員																														
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員																															
2級地	23,360円	13,060円	8,800円																														

(勤勉手当) 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	(勤勉手当) 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略
---	---

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 6 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 （勤勉手当） 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。	（期末手当） 第21条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略 6 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 （勤勉手当） 第24条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。

次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略
---	--